

電力・ガス基本政策小委員会（第23回）への追加意見

令和2年3月25日（水）

村松久美子

電力・ガス基本政策小委員会（第23回）資料について、次のとおり追加意見を提出いたします。

資料4「適正な市場メカニズムと需給確保の在り方について」について

- ・委員の見解が二分しており、継続検討を求める意見が絶対的少数というわけでもないので、このまま書面開催だけで検討を終了してよいか、あらためて意見調整が必要と考える。

以上

電力・ガス基本政策小委員会（第23回）への追加意見

令和2年3月25日（水）

株式会社エネット

代表取締役社長 川越 祐司

資料4「適正な市場メカニズムと需給確保の在り方について」

【当社の追加意見①】

災害時のインバランス料金を2020年7月に運用開始するという事務局案に対して、複数の委員・オブザーバーから、災害時のインバランス料金の導入は、小規模事業者（≒新電力）に不利な環境を作り出す懸念があり、反対意見が出ています。（秋元委員、大石委員、村松委員、当社）

特に消費者の代表委員である大石委員から具体的かつ論理的な反対意見が提出されている点については、重く受け止めて頂きたいと考えます。

審議に当たっては、これらの意見への調整をしっかりと行う必要があります。このまま書面で7月に運用開始を決定することは、プロセスとして適切ではないと考えますので、慎重にご検討をお願いします。

【当社の追加意見②】

<資料4 P12>

- なお、計画停電や電力使用制限中は、需要が削減されることで需給バランスが改善しているため、社会全体では供給力が足りていると考えられます。したがって、災害時に備えて先物取引等のヘッジ手段を活用し、供給力確保義務を果たそうとする小売電気事業者であれば、大きなインバランス負担が発生する蓋然性は低いと考えられます。

計画停電や電力使用制限中に、社会全体では供給力は足りているとしても、個社単位では、市場調達依存度は異なります。災害時に調達手段の限られる電源保有の少ない新電力にインバランス負担が偏在することは明らかであり、2020年7月の導入に対して、ヘッジ手段の例として示されている先物市場も試験上場の段階で、玉も少なくまだ機能していないため、2020年7月からの調達のヘッジ手段にはならず、他の手段も含めて災害に備えた有効なヘッジ手段は見当たらないと思います。

災害時の電源アクセスについて市場監視を厳格に行うことが示されていますが、先物市場、ベースロード市場の活性化といったヘッジ策の充実を先に行う必要があります。有効なヘッジ手段がない中では、対応策として不十分であると思われる。従って、このまま7月に運用開始を決定することは適切ではないと考えますので慎重に検討をお願いします。

資料5「強靱な電力システムの構築に向けた詳細設計について」

【当社の追加意見③】

先般提出した意見の繰り返しとなりますが、「災害等緊急時の対応に係る行為規制の例外」として、旧一般電気事業者の発電・送配電・小売内で必要な情報共有を行う考え方が示されており、旧一電の小売部門に提供される停電情報や停電復旧情報等については、旧一電の小売部門と新電力との間で競争上の格差が生まれまいよう、新電力も含めた停電情報の情報共有の仕組みの構築やガイドライン上での規定が必要ではないかと考えます。

また、一般送配電事業者は、自然災害やトラブル発生時における各小売電気事業者へのプッシュ型の情報発信による業務品質・迅速性、CS向上に努めるようご検討をお願いします。

以上